条例の目的を達成するための施策について

大垣市では、「大垣市公契約条例」の基本理念である、公正性、透明性及び競争性の確保 と公契約の適正な履行、地域経済の健全な発展を図るため、「公共工事の品質確保の促進に 関する法律(平成17年4月施行)」及び「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年4 月本格実施)」の趣旨を踏まえ、平成28年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う 建設工事から、入札制度の見直しを行っています。

1. 一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象金額を見直し、「設計金額 <u>3,500 万円</u>以上のすべての工事」から「設計金額 <u>2,500 万円</u>以上のすべての工事」に対象を変更しました。

2. 主観的事項審査の評価基準、評価項目の見直し

大垣市入札参加資格者名簿に、大垣市内の本店、支店又は営業所で登録されている建設工事の業者(建設業 28 業種)を対象に主観的事項審査(主観点数)を導入しています。

3

主観点数は、市が定める工事成績や地域貢献など、評価項目ごとの点数の合計で、これまでの経営事項審査総合評点値(客観点数)との合計(総合点数)により、入札参加資格者の順位付けを行う基準としています。

【評価基準の見直し】

工事成績評点に基づいた加点について、工事成績の平均を下回る場合にも加点されていたため、現状の工事成績評点に合わせた加点に変更する。

- (旧)71点以上の場合1点につき5点加点
- →(新)76 点以上の場合 1 点につき 5 点加点

【評価項目の見直し】

- 「若年労働者及び女性技術者の雇用状況」の追加
- ・「市内居住者の雇用状況」の追加
- 「消防団協力活動に従事するものの雇用状況」の追加

3. 低入札価格調査制度の見直しと失格判断基準の導入

低入札調査基準価格を見直し、「予定価格 <u>4,000 万円</u>以上のすべての工事」から「予定価格 <u>2,500 万円</u>以上のすべての工事」に対象を変更するとともに、計算方式を変更しました。

また、新たに『失格判断基準』を、予定価格 2,500 万円以上のすべての工事を対象 に導入しています。

【調査基準価格の計算式】

(変更前)

建設工事	左記以外の工事
①直接工事費×80% ②共通仮設費×75% ③現場管理費×60% ④一般管理費×30% ①~④の合計額×1.08	①機器費 ×80% ②直接工事費×80% ③共通仮設費×75% ④現場管理費×60% ⑤一般管理費×30% ①~⑤の合計額×1.08

(変更後)

土木一式、とび・土工・コンク リート(解体工事除く)、塗装、 舗装、造園、鋼構造、しゅんせ つ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・ 電気通信」、管、とび・土工・ コンクリート(解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置
①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×55% ①~④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10×95% ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管 理費)×80% ④一般管理費×55% ①~④の合計額×1.08	①機器費 ×87.5% ②直接工事費×95% ③共通仮設費×90% ④現場管理費×80% ⑤一般管理費×55% ①~⑤の合計額×1.08

【失格判断基準の計算式】

土木一式、とび・土工・コンク リート(解体工事除く)、塗装、 舗装、造園、鋼構造、しゅんせ つ、さく井、水道施設	建築一式、営繕工事の「電気・ 電気通信」、管、とび・土工・ コンクリート(解体工事)	営繕工事以外の「電気・電気通信」、機械器具設置
①直接工事費×95% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×80% ④一般管理費×20% ①~④の合計額×1.08	①直接工事費×9/10×95% ②共通仮設費×90% ③(直接工事費×1/10+現場管理費)×80% ④一般管理費×20% ①~④の合計額×1.08	①機器費 ×80% ②直接工事費×95% ③共通仮設費×90% ④現場管理費×80% ⑤一般管理費×20% ①~⑤の合計額×1.08

4. 建設業者の社会保険等未加入対策

公平で健全な競争環境を構築するため、建設工事の発注者として、社会保険に加入 し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることを通じて、 労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることから、元請業者に対し社会 保険未加入業者との契約締結を禁止する措置や、下請業者も含めて、建設業者の社会 保険未加入対策を行ないます。

- (1) 入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入建設業者からの申請を 受け付けないこととしている(平成27年4月1日から実施)。
- (2) 元請業者は、社会保険等に未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。
- (3) 一次下請業者で、下請契約の総額が 3,000 万円以上(建築一式工事は 4,500 万円以上)の建設工事において、違反した元請事業者に対して、ア 大垣市 入札参加資格停止等措置要領に基づく措置、イ 工事成績評定の減点 の措置を行ないます。
- (4) 監督員は、施工体制台帳等で、一次下請業者の社会保険等加入状況を確認し、 未加入を確認した場合、元請業者に対し、社会保険等未加入への加入指導等 を実施します。

5. 総合評価方式の積極的な活用

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年4月施行)」及び「発注関係事務の運用に関する指針(平成27年4月本格実施)」に基づき、総合評価方式を積極的に活用していきます。

これまでの競争入札では価格のみで落札者を決定していましたが、技術と価格の両面から最も優れた企業を落札者とする方式です。これにより公共工事の品質向上が図られ、安全性、効率的かつ経済的な社会資本の整備や民間の技術開発の促進に寄与するものです。

設計金額 2,500 万円以上の一般競争入札について、原則実施しています。